KEIZAI DOYUKAI

就業者負担軽減支援金を軸とする
社会保障・所得税の一体改革

～中低所得者の負担軽減と勤労意欲の向上に向けて～

2026 年 10 月

公益社団法人　経済同友会

目次

Ⅰ．はじめに 1
　１．課題認識 1
　２．本提言の全体像 1
　３．本提言の構成 3
Ⅱ．三位一体改革にあたっての基本的な考え方 4
　１．所得再分配機能を強化する 4
　２．シンプルな制度にする 4
　３．公平・中立な制度にする 4
　４．働くほど手取りが増える制度にする 4
　５．持続可能な制度にする 4
　６．デジタル技術を活用し、ミニマムな事務コストで運営する 4
Ⅲ．大綱における３つの課題と本会の考え方 5
　１．財源 5
　　⑴ 想定スキーム・所要額 5
　　⑵ 財源確保策 7
　２．実施主体 9
　３．所得捕捉精度の向上 10
Ⅳ．就業者負担軽減支援金の導入形と最終形 11
Ⅴ．三位一体改革の工程 13
Ⅵ．企業・政府が果たすべき役割 14
　１．企業 14
　２．政府 15
Ⅶ．おわりに 16

Ⅰ．はじめに

１．課題認識

政府は 2026 年 9 月 15 日、「飲食料品消費税率の臨時的な引下げ及び就業者負担軽減支援金の導入に関する大綱」（以下「大綱」という。）を閣議決定した。

本会は長年にわたって「給付付き税額控除」の創設を提言しており、その実現に向けた動きが具体化したことを歓迎する。就業者負担軽減支援金は、中低所得者の負担軽減と就労促進を通じて、国民生活の安定のみならず、経済成長にも資する。具体的には、就労促進による労働供給制約の緩和、消費性向の高い中低所得者の手取り増加を通じた個人消費の活性化に加え、経済的な理由から子どもを持つ希望をかなえられない世帯への支援を通じた少子化対策ともなる。こうした取組みを通じて、企業が持続的に経済活動を行うための基盤を強化し、力強い経済成長を続けながら、一人ひとりが他者を思いやり、社会全体で支え合う、本会が目指す「共助成長社会」の実現につなげていくことが重要である。

しかし、大綱には制度の具体化に向けてなお多くの検討事項が残されており、支援が必要な方に効率的かつ重点的に届く仕組みの構築は道半ばである。とりわけ、財源、実施主体、所得捕捉精度の向上の３点について課題が残されている。

このうち財源については、本来、税・財政・社会保障全体を見渡しながら一体的に検討する必要がある。しかし、財政の持続可能性と市場の信認を確保する観点から、就業者負担軽減支援金の財源確保策を先送りすることはできない。このため、本提言では、税・財政・社会保障全体の議論に先立ち、就業者負担軽減支援金の政策目的を踏まえた所得税改革を中心に、その恒久財源の確保策を先行して検討する。

２．本提言の全体像

このような課題認識のもと、本提言では、財源、実施主体、所得捕捉精度の向上の３点を中心に、就業者負担軽減支援金を軸とする社会保障・所得税の一体改革について、本会の考え方を示す。

一般に「給付付き税額控除」は、所得税から一定額を控除し、控除しきれない分を現金給付する仕組みである。一方、本会は、現在の技術で実現可能な最も効率的な制度とする観点から、新たな支援は「給付」に一本化することが適当と考える[1]。

その上で、就業者負担軽減支援金の導入、再分配・就労促進に資する所得税改革、関連する社会保障制度改革を三位一体で実施することを提案する。これにより、中低所得者の負担軽減と勤労意欲の向上を図り、主要国と比べて、低所得層では高く、高所得層では低いわが国の純負担率の構造を適正化する（図表１、図表２）。

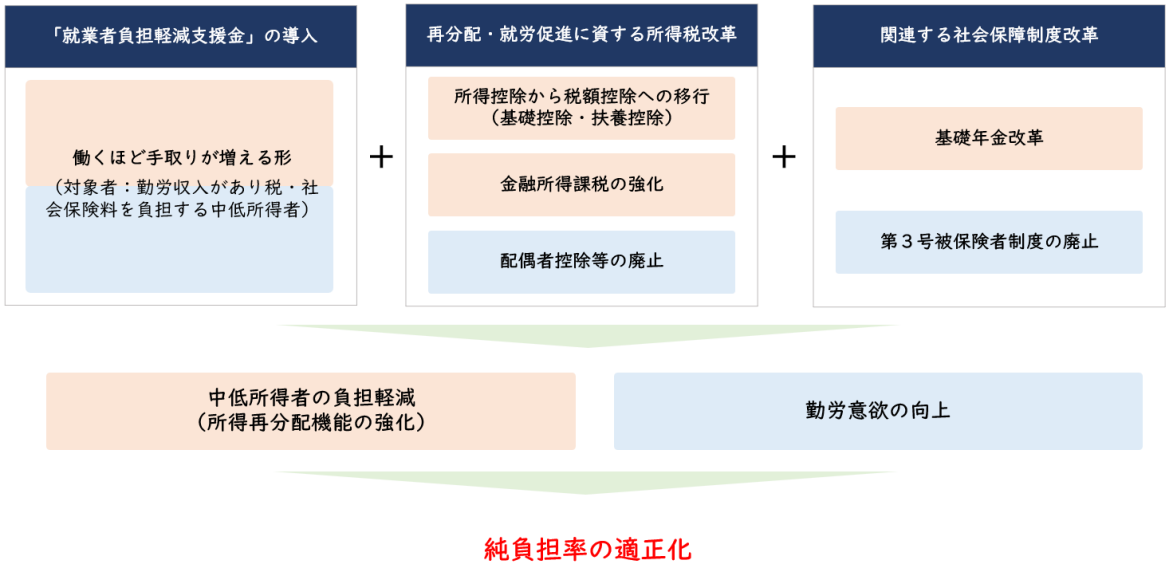
[1] デジタル技術の進展に応じ、将来、給付と税額控除を組み合わせることを否定するものではない。

三位一体改革の第一は、就業者負担軽減支援金の導入である。勤労収入があり、税・社会保険料を負担する中低所得者（就労し、純負担が現役並みの高齢者を含む。）に個人単位で支援を行い、働くほど手取りが増える仕組みとする。

第二は、再分配・就労促進に資する所得税改革である。基礎控除等の所得控除を税額控除へ移行するとともに、金融所得課税を強化し、負担能力に応じた課税を進める。また、配偶者控除等を廃止し、就労調整の是正を図る。徹底した歳出入改革とこれらの所得税改革により、就業者負担軽減支援金の恒久財源を確保する。

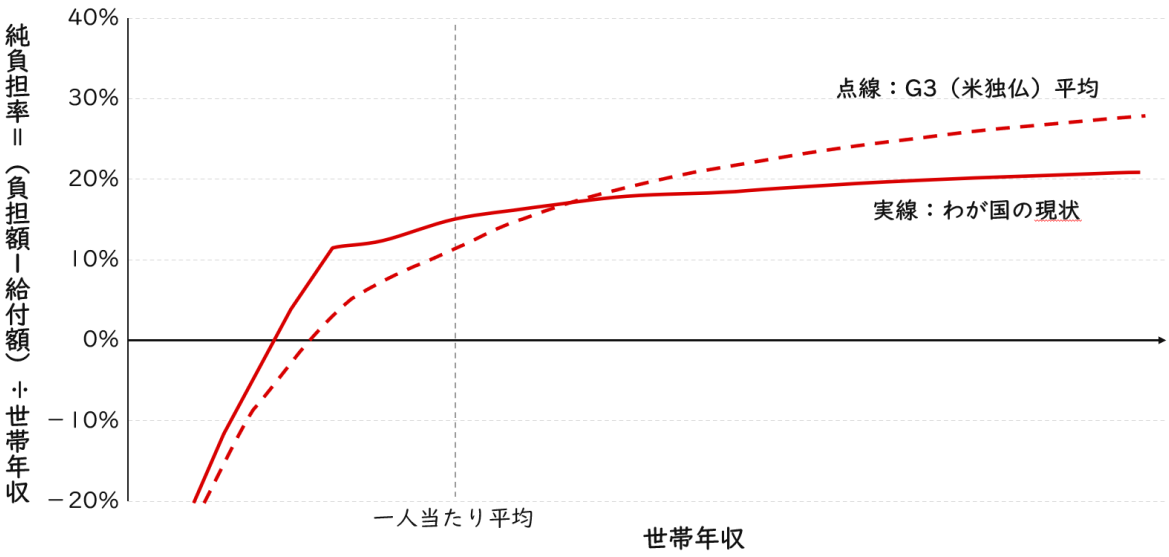
第三は、関連する社会保障制度改革である。第３号被保険者制度を廃止[2]し、就労調整の是正を図る。また、基礎年金の税負担割合を段階的に引き上げ、全額税による制度へ移行する改革を実施し、高齢者の所得保障を図る。ただし、後述のとおり、基礎年金改革は就業者負担軽減支援金の完成後に着手することを想定しているため、本提言では詳細には立ち入らない。本会が 2024 年 12 月に公表した政策提言「現役世代の働く意欲を高め、将来の安心に備える年金制度の構築　～多様性を包摂し公平・中立・簡素な制度へ～」を参照されたい。

図表１：本提言の全体像



[2] 子育てや障がい等により就労が困難な者には国民年金保険料の減免措置を設ける。

図表２：純負担率の国際比較（夫婦（共働き、被雇用者）、子２人の場合）



（出所：社会保障国民会議資料を基に経済同友会作成）

３．本提言の構成

第Ⅱ章では、就業者負担軽減支援金の導入、再分配・就労促進に資する所得税改革、関連する社会保障制度改革を三位一体で検討する際の６つの基本的な考え方を示す。

第Ⅲ章では、大綱における３つの課題を指摘し、それぞれに対する本会の考え方を提示する。

第Ⅳ章では、就業者負担軽減支援金の導入形と最終形を対比し、第Ⅴ章では、所得税改革および関連する社会保障制度改革を含む三位一体改革の工程を示す。

第Ⅵ章では、就業者負担軽減支援金の導入に関する法律が制定された後に企業・政府が果たすべき役割を示す。

本提言に基づき、臨時国会における法案審議とその後の制度設計において、恒久財源の確保、実施主体、所得捕捉精度の向上について具体的かつ建設的な議論を行っていただきたい。

Ⅱ．三位一体改革にあたっての基本的な考え方

就業者負担軽減支援金の導入、再分配・就労促進に資する所得税改革、関連する社会保障制度改革を三位一体で検討するにあたっては、以下の６つの基本的な考え方に基づき、制度設計を行うべきである。

１．所得再分配機能を強化する

中低所得者の負担を軽減する就業者負担軽減支援金の導入と、負担能力に応じた課税を進める所得税改革を一体で実施し、所得再分配機能を強化する。

２．シンプルな制度にする

制度をできる限りシンプルにし、国民が理解しやすい仕組みとする。

３．公平・中立な制度にする

就業形態や所得の種類等によって不合理な差が生じることのない制度とし、給付と負担の両面で公平性を確保する。

４．働くほど手取りが増える制度にする

所得の増加に伴う手取りの変化がなだらかな制度とする。特定の所得水準で支援金額が急増・急減すると、その水準を意識した就労調整を招くおそれがあるため、新たな「壁」を生じさせない制度設計とする。また、配偶者控除や第３号被保険者制度など、既存の税・社会保障制度における就労調整の要因も見直す。

５．持続可能な制度にする

数兆円規模となる就業者負担軽減支援金について、恒久財源を確保する。財政の持続可能性と市場の信認を確保するとともに、将来世代への責任を果たす。

６．デジタル技術を活用し、ミニマムな事務コストで運営する

デジタル技術を最大限活用し、国・地方自治体、企業、国民に生じる事務負担を最小化する。

Ⅲ．大綱における３つの課題と本会の考え方

第Ⅰ章で述べたとおり、就業者負担軽減支援金に関し、大綱には、とりわけ財源、実施主体、所得捕捉精度の向上の３点について課題が残されている。

本章では、これら３点に対する本会の考え方を示す。

１．財源

大綱は、「市場の信認を得られるよう、特例公債に頼らず、補助金等及び租税特別措置の適正化その他の歳出及び歳入全般の見直しにより恒久財源を確保することとし、予算編成改革の具体化の状況も踏まえつつ、早期に結論を得る。」こととしている。

金利環境が正常化しつつある中、数兆円規模と見込まれる恒久的な支援を導入する以上、財源確保を先送りしたまま制度創設だけを決めるべきではない。財政の持続可能性と市場の信認を確保するためにも、法案審議と合わせて財源確保の道筋を示すべきである。

また、単に確保しやすい財源を求めるのではなく、就業者負担軽減支援金の政策目的と整合的な形で財源を確保すべきである。

本項では、まず想定スキームおよび所要額を検討し、その結果を踏まえて具体的な財源確保策を提案する。

なお、本試算における対象者判定の所得水準や支援額は、純負担率の国際比較（図表３）を踏まえて設定した一例である。本会としては、ここに示す特定の水準を唯一の選択肢とするものではない。本会が求めていることは、制度創設に伴う所要額を明らかにした上で、その規模を踏まえた財源確保策について、与野党が十分に議論することである。

⑴ 想定スキーム・所要額

想定スキームおよび所要額の検討にあたっては、純負担率が特に高い中低所得の子育て世帯（夫婦（共働き、被雇用者）、子２人）を念頭に、支援の形を設定する。図表３によれば、G3（米・独・仏）平均との純負担率の差が最大となるのは世帯年収400 万円程度（一人当たり年収 200 万円程度）であり、その差は５％程度、金額に換算すると一世帯当たり 20 万円程度となる（A 点）。このことを踏まえ、年収 200 万円程度までの中低所得者を重点的に支援する形とする。

また、後述するとおり、本会としては、2033 年度までは大綱に示されたとおり住民税非課税ライン以下に定額支援が残る形を容認する。一方、2034 年度以降は、所得捕捉精度の向上により、所得０円超から所得に応じて支援額が逓増する最終形へ移行することを想定している。本試算は、この最終形を前提としている。

以上の考え方に基づいて作成した試算モデルが図表４である。

支援額は、所得０円超から 81 万円[3]（C 点）まで逓増させ、所得 81 万円超から 132 万円（A 点）までは年 15 万円（D 点）を支給する。その後、所得 132 万円超から逓減させ、所得 167 万円（B 点）で消失させる。

こども加算の額は、扶養児童一人当たり年 2.4 万円とする。

なお、後述するとおり、本会としては、第３号被保険者制度を 2033 年度までに廃止すべきと考えていることから、現行の第３号被保険者は第１号または第２号被保険者に移行しているものと仮定する。このうち就労している者については、社会保険料を負担しているものとして支援対象者数に含める。

金融所得および利子所得は本試算に織り込んでいない。このため、最終形において金融所得および利子所得を勘案することにより支援が消失する者も、支援対象者数に含まれている。

以上の前提に基づくと、就業者負担軽減支援金の対象者数は、65 歳未満の 1,704 万人[4]に、就労していて純負担が現役並みの高齢者[5]を加えた人数、また、こども加算の対象となる扶養者数は、123.9 万人を見込む。

所要額は、65 歳未満分が 1.54 兆円程度、こども加算が 0.05 兆円程度となり、これに対象となる高齢者分が加わる。

以下の財源確保策の検討にあたっては、対象となる高齢者分も一定程度見込み、所要額を 1.70 兆円程度と置く[6]。

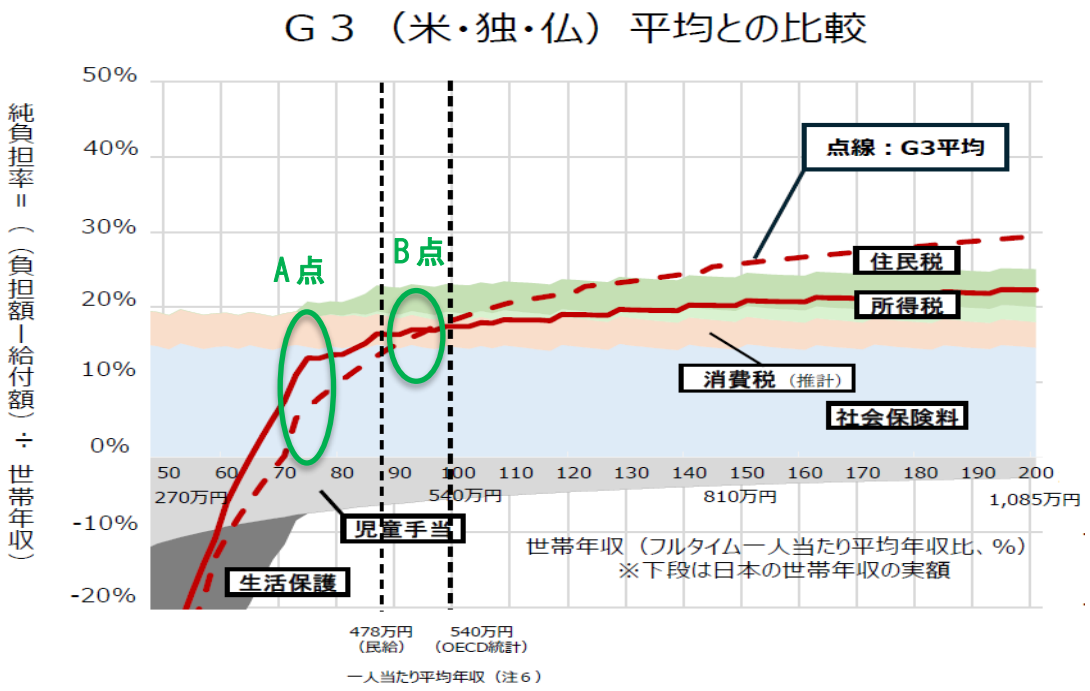
[3] 給与所得控除は、令和 10 年分以後の計算式（収入金額×30%＋８万円（69 万円未満となる場合は、69 万円））を使用。

[4] 「令和４年就業構造基本調査」を利用して試算。

[5] 大綱では、高齢者について、純負担（税・社会保険料負担額－公的年金等）が純負担基準額を上回る者を対象としているが、その人数の試算は難しい。

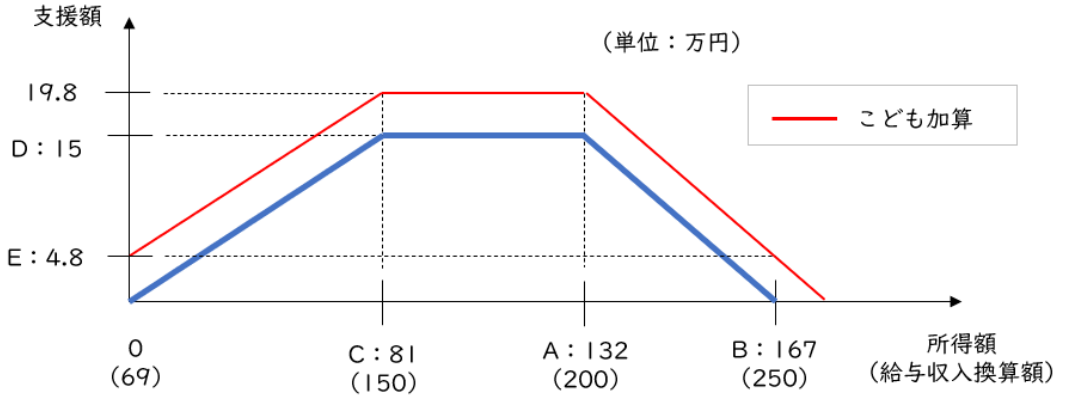
[6] 第３号被保険者制度の廃止に伴う国民年金保険料の減免措置については、所要額が今後の制度設計に左右される。また、基礎年金の税負担割合の引上げについては、就業者負担軽減支援金の完成後に着手することを想定している。このため、いずれも本試算には含めていない。

表３：子育て世帯（夫婦（共働き、被雇用者）、子２人）の純負担率



（出所：社会保障国民会議資料を経済同友会が一部加工）

図表４：子育て世帯（夫婦（共働き、被雇用者）、子２人）の扶養者に対する就業者負担軽減支援金の形＜制度完成を見込む 2034 年度時点＞



A：G3 平均との純負担率差が最大となっている一人当たり年収 B：G3 平均との純負担率差が消失する一人当たり年収 C・D：所得が多い者が B の場合でも、少ない者への給付で G3 平均との純負担差額を補てんできる水準
E（こども加算）：児童手当（３歳以上、第１子・第２子）の２割に相当する額

⑵ 財源確保策

本会は、まず歳出入改革を徹底し、なお不足する財源について、就業者負担軽減支援金の目的に沿って、再分配・就労促進に資する所得税改革で確保すべきと考える。

消費税率の引上げも考えられるものの、その財源は、基礎年金の税負担割合の引上げをはじめとする他の社会保障制度の充実に活用すべきとの考えから、就業者負担軽減支援金等の財源としては見込んでいない[7]。

同様に、法人増税も財源としては見込んでいない。企業は、持続的な賃上げ[8]や被保険者の適用拡大に伴う社会保険料負担を通じて社会保障を支える。なお、日本の成長戦略や安定的な経済基盤の確保など、政策目的と整合性のある応分の負担については、国際競争の視点を勘案しつつ、法人増税を否定するものではない。

なお、以下に示す財源確保額は、地方税については現行制度を維持する前提とし、全て国税ベースで試算している。

①歳出入改革の徹底

租税特別措置や補助金を EBPM の観点からゼロベースで点検し、政策効果が乏しいものを縮小・廃止する。

具体的には、2027 年度から中小企業向け賃上げ促進税制を廃止することにより、3,300 億円程度を確保することが考えられる。人手不足等を背景に賃上げが進む中、大企業向けは既に廃止され、中堅企業向けも適用期限をもって廃止される。政策効果が十分に確認できない中、中小企業向けのみを存続させる合理性は乏しく、租税特別措置の適正化の観点から廃止すべきである。

なお、歳出改革としては医療・介護分野の適正化を不断に進める必要があることは言うまでもない。しかし、これによって確保する財源は従事者の処遇改善など当該分野の充実に活用すべきとの考えから、就業者負担軽減支援金等の財源としては見込んでいない。

②再分配・就労促進に資する所得税改革

税制面からも就労調整の是正を図るため、就業者負担軽減支援金が本格導入される 2029 年度から、配偶者控除および配偶者特別控除を段階的に廃止し、就業者負担軽減支援金の完成を見込む 2034 年度時点で 4,500 億円程度を確保する。

また、所得控除から税額控除への移行や金融所得課税の強化により、負担能力に応じた課税を進める。

具体的には、所得控除から税額控除への移行にあたっては、現行の所得控除額の 10%を税額控除額とする。対象は基礎控除および扶養控除とする。2029 年度から実施し、5,400 億円程度を確保する。

[7] 将来的に就業者負担軽減支援金の財源とすることを否定するものではない。

[8] 中低所得者のみならず、純負担率の適正化に伴い負担が増す所得層も意識する必要がある。

金融所得課税については、2029年度から、NISAを除き、利子、配当および株式等譲渡益に係る課税率を段階的に 15%から 17.25%に引き上げ[9] [10]、2034 年度時点で3,800億円程度を確保する。

これらの改革を通じて、2034年度時点では就業者負担軽減支援金等に必要な財源を確保することが可能と見込んでいる（図表５）。試算は難しいものの、政策効果が乏しい租税特別措置や補助金の縮小・廃止により、数百～数千億円程度のさらなる上積みが考えられる。

ただし、配偶者控除および配偶者特別控除の廃止や金融所得課税の強化は、激変緩和措置として段階的に実施することから、2033年度までは財源が不足する可能性がある。このことについては、飲食料品消費税率の臨時的な引下げのために確保した財源の一部を活用することが考えられる。

図表５：財源確保策

項目	内容	確保できる金額（国税）
歳出入改革	中小企業向け賃上げ促進税制の廃止	3,300億円程度
所得税改革	配偶者控除・配偶者特別控除の廃止	4,500億円程度
	所得控除から税額控除への移行 ・基礎控除 ・扶養控除	5,400億円程度
	金融所得課税の強化（利子、配当、株式等譲渡益の課税率：15→17.25%） ※NISAを除く	3,800億円程度
	計	**1.70兆円程度**

２．実施主体

大綱は、就業者負担軽減支援金に係る認定、支給、支払等は市町村（特別区を含む。以下同じ。）が法定受託事務として処理することとしている。

しかし、所得情報等を基に、対象者や支援額を全国共通のルールで機械的に判定する仕組みが想定されていることを踏まえれば、実施主体は国とすべきである。ただし、

[9] 住民税および復興特別所得税を含む税率では、20.315%から22.565%への引上げとなるが、引上げ後もフランス（31.4%）、ドイツ（26.375%）を下回る水準である。なお、本会はこれまでも、財政・税制改革委員会提言「未来への希望を拓く税制改革～4つの視点からのアプローチ～」（2016年10月）等において、金融所得課税の強化を提言している。

[10] 経済や金融市場への影響に留意する必要があり、また現行税率下でも一定の増収は見込まれる。そのため実際には、経済動向や課税実績、税率変更による投資行動の変化を織り込んだ税収見通しを立てた上で、財源確保に向けた税率引上げの要否および引上げ幅を検討することが望ましい。また、引上げの際は、勤労者の資産形成や金融資産間の課税の中立性に配慮し、NISAのさらなる充実や利子所得を対象とする非課税措置を併せて検討すべきとの意見もあった。

国による一元執行に必要なシステムが整うまでの先行導入期（2027～2028 年度）については、市町村が暫定的に事務を担う必要がある。

対象者の認定から支給、問い合わせ対応まで国が一貫して担うことにより、人的リソースが限られる市町村に事務を分散させることなく、事務の重複を避け、行政コストを抑制することができる。デジタル技術の進展により、全国共通のシステムを通じて国が一元的に執行することも可能となっている。

さらに、今回の制度導入を契機として、平時から国が国民に直接給付できる恒久的なデジタル基盤を構築すべきである。新型コロナ禍における給付の経験も踏まえ、所得情報や公金受取口座等を活用して迅速に給付できる仕組みを平時から整備しておくことで、就業者負担軽減支援金の効率的な執行にとどまらず、災害や感染症、急激な経済変動等の有事にも、必要な方に迅速かつ的確に支援を届けることが可能となる。

３．所得捕捉精度の向上

大綱は、住民税非課税ライン以下では所得把握に執行上の課題があり、支援額を逓増させると誤支給につながる可能性があることから、所得額にかかわらず定額の支援とし、当該ラインを超えた後は所得に応じて支援額を逓増させる仕組みとしている。また、金融所得や利子所得[11]、保有資産の勘案等を今後の検討事項としているものの、結論を得る目標時期が明らかにされていない。

しかし、就業形態や所得の種類等によって不合理な差が生じない公平な制度とするためには、こうした課題を残したまま制度を固定化すべきではない。

特に、住民税非課税ライン以下を定額支援とする背景にある所得捕捉の課題を解消し、勤労所得が生じた段階から所得に応じて支援額が逓増する仕組みとすることが、勤労意欲の向上と制度の分かりやすさにつながる。具体的には、自営業者等の所得をより正確に捕捉するため、取引・決済情報等の第三者情報との照合など、新たな仕組みを検討する必要がある。また、働き方の多様化を踏まえ、複数のプラットフォーマーから報酬を得るスポットワーカー等についても、マイナンバーを活用して報酬データを名寄せし、所得を一元的に把握できる仕組みの構築を検討すべきである。

こうした所得捕捉精度の向上には一定の時間を要することから、それまでの間、住民税非課税ライン以下に定額支援が残ることはやむを得ない。しかし、これを恒久的な仕組みとするのではなく、政府は目標時期を明確に定め、金融所得や利子所得、保有資産の勘案等について結論を得るとともに、支援額の判定に必要な所得の捕捉精度を段階的に高めるべきである。本会としては、2033 年度までに完了すべきと考える。

[11] 利子所得の的確な把握に向け、銀行等へのマイナンバー提出の義務化も検討課題となる。

Ⅳ．就業者負担軽減支援金の導入形と最終形

前章までの検討を踏まえ、就業者負担軽減支援金の導入形と最終形を図表６に示す。下線部は、大綱と本会の考え方が異なる箇所である。

なお、図表６に掲げた論点のうち、第Ⅲ章で取り上げていない「就業促進特例加算」、「こども加算」、「資産の勘案」に対する本会の考え方は以下のとおりである。

・就業促進特例加算

「年収の壁」問題については、第３号被保険者制度の廃止等によって抜本的な解消を図るべきである。

それまでの間は、既に講じられている「年収の壁・支援強化パッケージ」などの効果検証と改善を行い、その実効性を高めることを優先すべきである。また、当該加算と既存施策との整合性が十分に確保されるか、所得効果によって就労ディスインセンティブを生じさせることにならないかを慎重に検証する必要がある。こうした観点から、本提言では当該加算を設けないことを前提としている。

・こども加算

人的リソースが限られる市町村の事務負担を軽減する観点から、国が一元的に執行する就業者負担軽減支援金にこども加算を設けることは合理的である。

一方、税情報のみで支給対象者を判定すると、DV や虐待等の加害者で、実際には子どもを養育していない者に加算が支給されるおそれがある。制度の公平性・信頼性を確保するため、実際に子どもを養育する者に確実に支援が届く仕組みの構築を求める。

・資産の勘案

金融資産は、利子や配当、譲渡益等の所得として実現した段階で支援額の算定に反映し、残高そのものは勘案すべきではない。

資産を勘案する場合、資産評価の事務負担が生じるほか、所得と資産の両面から負担能力を重複して評価することになり、さらに実物資産・海外資産等を公平に捕捉することも難しいという課題がある。

図表６：就業者負担軽減支援金の導入形と最終形

主な論点	導入形	最終形
目的	・ 中低所得者の負担軽減 ・ 勤労意欲の向上	・ 同左
対象者	・ 勤労収入があり税・社会保険料を負担している中低所得者（個人単位、単身者や純負担が現役並みの就労高齢者を含む）	・ 同左
支援の形	・ 一定の所得に達するまで勤労性所得の増加に伴い支援額が逓増し、その後は一定額を給付、一定の所得を超えたら合計所得金額に応じて支援額が逓減 ✓ 非課税ライン以下は定額 ✓ 就業促進特例加算なし ✓ こども加算あり	・ 同左 ✓ 非課税ライン以下の定額支援なし ✓ 同左 ✓ 同左
支援方法	・ 給付のみ	・ 同左
財源確保策	・ 徹底した歳出入改革 → 所得税改革	・ 同左
実施主体	・ 国。2027～2028 年度は暫定的に市町村	・ 国
勘案する所得	・ 逓増：給与所得、事業所得、業務に係る雑所得 ・ 逓減：合計所得金額	・ 逓増：同左 ・ 逓減：合計所得金額（金融所得、利子所得を含む） ✓ 資産は勘案しない

※下線部は、大綱と本会の考え方が異なる箇所

Ⅴ．三位一体改革の工程

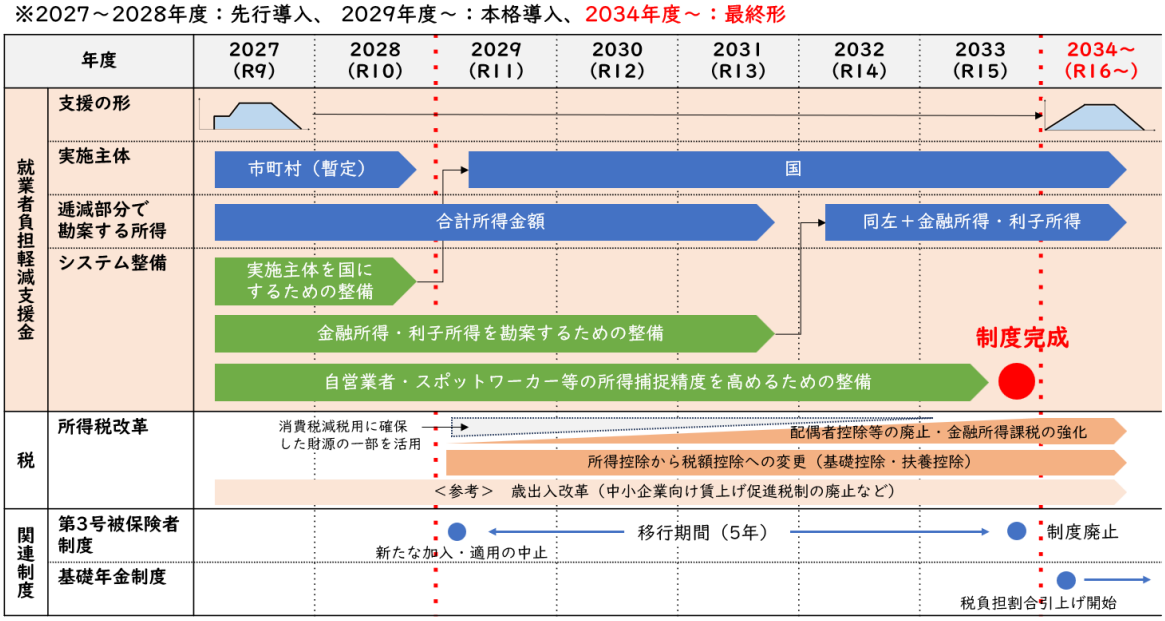
本会は、就業者負担軽減支援金の導入、再分配・就労促進に資する所得税改革、関連する社会保障制度改革を一体的に進め、2034年度から就業者負担軽減支援金の最終形へ移行すべきと考える（図表７）。

2027～2028年度は、先行導入期として、飲食料品に係る消費税１％相当分の範囲で就業者負担軽減支援金を実施する。市町村が暫定的に事務を担う一方、2029年度から国が一元的に執行できるよう、必要なシステムを整備する。合わせて、金融所得・利子所得を支援額の算定に反映するための環境整備や、自営業者・スポットワーカー等の所得捕捉精度を高める取組みに着手する。また、中小企業向け賃上げ促進税制の廃止をはじめとする歳出入改革も進める。

飲食料品に係る消費税率を８％に戻す 2029 年度からは、本格導入期とし、国を実施主体とする運用へ移行する。2033年度までに金融所得・利子所得を支援額の算定に反映するとともに、自営業者・スポットワーカー等の所得捕捉精度を高める。所得税改革については、基礎控除および扶養控除を所得控除から税額控除へ移行するとともに、配偶者控除等の廃止や金融所得課税の強化を段階的に進める。第３号被保険者制度については、次期年金法改正が予定されている 2030 年まで待つことなく、必要な法改正を先行して行い、2029年度から新たな加入・適用を停止する。その上で、５年間の移行期間を経て、2033年度までに廃止する。

こうした改革を経て、2034年度から就業者負担軽減支援金の最終形へ移行する。住民税非課税ライン以下の定額支援を解消し、勤労所得が生じた段階から支援額が逓増する仕組みとする。また、基礎年金の税負担割合の引上げに着手する。

図表７：三位一体改革の工程



Ⅵ. 企業・政府が果たすべき役割

１．企業

中低所得者の負担軽減と勤労意欲の向上を図り、純負担率の構造を適正化するためには、政府の取組みだけでは十分でない。三位一体改革は、労働供給制約の緩和を通じて企業の成長にも資するものであり、企業も就労促進を自らの課題として捉え、役割を積極的に果たす必要がある。

具体的には、本会が政府に求める取組みと歩調を合わせ、企業も 2033 年度までに以下の取組みを徹底すべきである。

①生産性向上を通じた持続的な賃上げ

中低所得者の負担軽減と勤労意欲の向上を図る上で、所得の底上げは欠かせない。また、純負担率の適正化に伴い負担が増加する所得層が生じることも踏まえ、幅広い層の所得向上につなげていく必要がある。DX や合従連衡等を通じた企業全体の生産性向上に加え、人的資本投資や適材適所の人材配置等を通じて従業員一人ひとりの労働生産性を高め、その成果を持続的な賃上げにつなげることが求められる。

②非正規社員の能力開発・キャリア形成支援と希望に応じた正社員化

非正規社員についても能力開発の機会を確保し、中長期的なキャリア形成を支援するとともに、本人の希望や適性に応じて正社員への転換を進め、より安定した雇用や所得の向上につなげることが重要である。

③支給基準に配偶者の年収制限を設ける福利厚生の見直し

配偶者控除や第３号被保険者制度などの税・社会保障制度を見直しても、企業独自の家族手当等に配偶者の年収要件が残れば、就労調整の要因となり得る。サラリーマンと専業主婦の世帯が減少し、共働き世帯が増加している経済社会の変化を踏まえ、配偶者の就労を阻害しない制度へと見直さなければならない。

④個々の事情に応じた柔軟な就業環境の整備

育児や介護に加え、不妊治療や子どもの不登校など、周囲からは把握しにくい事情を抱える従業員もいる。個々の事情に応じて柔軟に働き続けられるよう、誰もが安心して相談できる体制を整えるとともに、勤務時間・勤務場所の柔軟化や休暇制度の充実など、就業環境を整備することが求められる。

⑤税務行政 DX への協力

就業者負担軽減支援金を公平かつ効率的に執行するためには、雇用者だけでなく、自営業者やスポットワーカー等も含めて、所得をより正確に捕捉できる環境を整える

ことが不可欠である。企業には、給与情報のデジタル化はもとより、所得捕捉精度の向上に必要となる追加的な事務負担を受け入れ、給与情報や取引情報等の行政へのデータ連携にも積極的に協力することが求められる。

２．政府

政府は、就業者負担軽減支援金の導入に関する法律の制定後も、デジタル技術の進展を踏まえた見直しを継続するとともに、今回の議論を社会保障制度の抜本改革や財政全体の持続可能性の検証へとつなげる必要がある。

①デジタル技術の活用

就業者負担軽減支援金の導入に関する法律の制定をもって制度設計が完了するわけではない。本提言で示した最終形の実現に向け、なお検討すべき課題が残されている。デジタル技術の進展を踏まえ、その効果や運用状況を不断に検証し、必要な見直しを行うことが重要である。将来的には、給付と税額控除の組合せや、マイナンバーを活用して所得情報を連携し、よりタイムリーに所得を捕捉する仕組みなど、運用基盤のあり方についても継続的に検討し、公平性・効率性を一層高めていく必要がある。

②社会保障国民会議における継続的な議論

大綱は、「社会保険料を始めとする純負担率の引下げ、負担能力に応じた負担の徹底、所得再分配機能の強化等の観点から、医療・介護制度の改革を始めとする社会保障制度及び雇用制度の見直しについて、その道筋を明らかにしつつ継続して検討を行う」こととしている。

政府は、社会保障国民会議を継続し、有識者も交えて具体的な議論を速やかに再開すべきである。就業者負担軽減支援金の導入を、こうした抜本改革の出発点と位置づけるべきである。

③財政全体の持続可能性の検証

社会保障国民会議の議論を通じて、給付付き税額控除という個別制度にとどまらず、受益と負担の全体像を捉え、税・財政・社会保障を一体的に議論する必要性が改めて明らかになった。

今回の議論を契機として、視野を財政全体へと広げ、その持続可能性についても検証することが重要である。「強い経済」と安定的な財政運営を両立させ、財政の持続可能性と市場の信認を維持するため、歳入・歳出両面にわたる不断の見直しを進める必要がある。こうした取組みの実効性を高めるため、政府から独立した立場で中長期

の見通しを作成するとともに、財政計画やルールの遵守状況等を評価する独立財政機関（IFI）の設置についても、具体的な検討を進めるべきである[12]。

Ⅶ. おわりに

本会が目指す「共助成長社会」は、国民同士が互いに支え合い、一人ひとりに居場所と舞台があり、幸福を実感できるとともに、世界の人材や資本を惹きつける力を備えた経済社会である。その実現には経済成長が不可欠である一方、誰かの困難を自らの課題として捉え、共に解決していく「共助」の精神を社会に根付かせることも欠かせない。

中低所得者の負担を社会全体で支え、働く一人ひとりが安心して力を発揮できる環境を整えるという点で、就業者負担軽減支援金の創設は、「共助成長社会」の実現に向けた一つの取組みとなる。本会は、前章に掲げた企業の取組みを促進するとともに、デジタル技術の活用や所得捕捉精度の向上などを通じ、公平で効率的な制度へ不断に改善していくことを政府に求めていく。

さらに、「共助成長社会」の実現には、経済成長と支え合いの「共助」に加え、持続可能で強靭な社会システムの構築が欠かせない。こうした社会システムの基盤を確かなものとするため、今回の議論を個別制度にとどめず、「強い経済」と安定的な財政運営を両立させる税・財政・社会保障の全体像を描くことが求められる。本会は、その具体化に向けて検討を深め、今後も提言を重ねていく。

以上

[12] 経済同友会 財政健全化委員会提言「将来世代のために独立財政機関の設置を　ー複眼的に将来を展望する社会の構築に向けてー」（2019年11月22日）

2026年9月28日現在

財政・金融・社会保障委員会

（敬称略）
（※は本提言の取りまとめ担当委員長）

委員長

菊地　唯夫（ロイヤルホールディングス 取締役会長）※
深澤　祐二（東日本旅客鉄道 取締役会長）
福留　朗裕（三井住友銀行 頭取CEO）

副委員長

足立　洋子（SBI証券 専務取締役）
翁　百合（日本総合研究所 シニアフェロー）
神津　多可思（日本証券アナリスト協会 専務理事）
廣渡　嘉秀（AGSコンサルティング 取締役社長）
松江　英夫（デロイトトーマツグループ エグゼクティブメンバー）
山岡　浩巳（フューチャー 取締役）
鷲見　隆充（SOMPOホールディングス 執行役員
SOMPOウェルビーイング担当 介護事業担当（責任者））

委員

青木　邦哲（ASJ 代表取締役社長）
青木　健雄（泉工医科工業 取締役社長）
青木　暢子（日本アイ・ビー・エム 常勤監査役）
赤林　富二（ニッセイ・リース 取締役会長）
朝倉　陽保（HAマネジメント 代表社員）
浅沼　章之（淺沼建物 代表取締役社長）
阿部　真寿美（アイダ設計 専務取締役）
雨宮　邦和（日本電気 取締役執行役副社長 兼CFO）
有田　礼二（東京海上日動火災保険 エグゼクティブ・アドバイザー）
池側　千絵（NIPPONEXPRESSホールディングス 取締役(独立社外)）
石井　誠二（フィン・キャピタル 上席顧問）
石塚　彰人（Transform Nexus 取締役CEO）

伊　東　　武（東京スター銀行 取締役兼代表執行役頭取 CEO）
伊 藤　弥 生（日本郵政 取締役）
井 上　裕 美（日本アイ・ビー・エム 取締役執行役員）
岩 﨑　二 郎（GIP シニアパートナー）
岩 崎　高 治（ライフコーポレーション 取締役社長執行役員）
上 田　享 司（マリンクロットファーマ 取締役社長）
江 口　有 一 郎（ロコメディカル江口病院 理事長）
榎 本　英 二（ジャフコ グループ 取締役　監査等委員）
大 嶋　裕 美（IHI 常務執行役員）
太　田　　寛（シグマクシス・ホールディングス 代表取締役社長）
大 槻　奈 那（住友商事 社外取締役）
大 槻　祐 依（FinT 代表取締役）
岡 田　洋 隆（アルファダイン・アセットマネジメント・ホールディングス・リミテッド
　　日本における代表者）
岡　本　　司（大東建託 取締役 常務執行役員 CFO）
尾 崎　由 紀 子（野村ホールディングス CHRO 兼 CHO 執行役員）
落 合　孝 文（渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 EXCOM、シニアパートナー弁護士）
小 野　健 二（富士ソフト 常務執行役員　Co－COO）
恩　田　　学（GTM 総研 取締役副社長）
梶　川　　融（太陽有限責任監査法人 会長）
香 月　史 秋（オリバーワイマングループ パートナー・日本代表）
加　藤　　毅（NTT データ経営研究所 取締役会長）
金 沢　敏 郎（住友生命保険 エグゼクティブ・フェロー）
金 子　岳 人（GMO あおぞらネット銀行 代表取締役会長）
菊 地　麻 緒 子（三井倉庫ホールディングス 取締役）
北 野　泰 男（キュービーネットホールディングス 取締役社長）
北 野　唯 我（ワンキャリア 上級執行役員）
熊 谷　亮 丸（大和総研 副理事長）
栗 原　美 津 枝（日本政策投資銀行 シニアエグゼクティブフェロー）
グリーンバーグ スティーブン（ハイドリック＆ストラグルズジャパン マネージング・パートナー 東京オフィス代表）
黒 木　彰 子（千代田化工建設 取締役）
黒 沢　直 人（大和証券 常務執行役員）
桑 原　茂 裕（アフラック生命保険 取締役副会長）
古 出　眞 敏（アフラック生命保険 取締役社長）
高 口　博 英（日本アイ・ビー・エム 特別顧問）
幸 田　博 人（イノベーション・インテリジェンス研究所 代表取締役社長）

小 林　英 三（日本証券金融 特別顧問）
小 室　淑 恵（ワーク・ライフバランス 取締役社長）
小 山　雄 司（JAL 常務執行役員）
斉 藤　　剛（味の素 取締役　執行役常務 Chief Transformation Officer(CXO)）
斎 藤　祐 二（JAL 取締役副社長執行役員）
酒 井　重 人（グッゲンハイムパートナーズ 取締役副会長）
坂 本　和 彦（丸紅 理事）
桜 井　伝 治（オルテラス 代表社員）
佐 藤　誠 治（関西エアポート 取締役/監査等委員）
塩 田　信 行（明治安田生命保険 執行役員）
重 竹　尚 基（脱炭素成長型経済構造移行推進機構 専務理事）
柴 原　祐 喜（FUNDINNO 代表取締役CEO）
島 田　雅 史（アライアンスパートナーズ 取締役社長）
島 津　敦 好（カウリス 代表取締役）
清 水　和 彦（フォースタートアップス 取締役）
首 藤　　透（AIG 損害保険 常勤監査役）
白 井　　均（Future Planet Initiative 代表）
末 岡　晶 子（三菱 UFJ 銀行 取締役常務執行役員）
菅 原　彰 彦（SocioFuture 取締役 社長執行役員）
菅 原　郁 郎（損害保険ジャパン 顧問）
杉 本　　眞（レシップホールディングス 代表取締役社長）
関 根　愛 子（日本公認会計士協会 相談役）
高 澤　利 康（日本政策投資銀行 取締役常務執行役員）
髙 田　恭 介（富山銀行 取締役専務執行役員CGO兼CSO）
髙 橋　栄 一（ジェダイトメディスン 取締役社長CEO）
髙 橋　知 裕（HEROZ 代表取締役）
滝 口　　進（スーパーナース 取締役会長）
瀧　　俊 雄（マネーフォワード グループ執行役員）
田 熊　範 孝（NEC ファシリティーズ 取締役会長）
竹 増　貞 信（ローソン 取締役社長）
多田　荘一郎（総合メディカルグループ 取締役社長）
田中　浩一朗（田中貴金属グループ 取締役社長 グループCEO）
田 中　美 和（Waris 共同代表／共同創業者）
田 沼　千 秋（グリーンハウス 取締役社長）
玉 井　孝 直（ライフネクサス 取締役社長）
津田　聰一朗（東京製鐵 取締役執行役員）

土 屋　陽 子（メットライフ生命保険 執行役常務）
手 島　恒 明（ニッセイ基礎研究所 取締役社長）
手 納　美 枝（デルタポイント インターナショナル 代表取締役）
寺 澤　辰 麿（横浜銀行 名誉顧問）
富 樫　直 記（TG Partners 代表取締役 パートナー）
土 岐　明 知（Greenwich Associates Japan ヘッド・オブ・ジャパン（日本法人取締役））
富 永　逸 朗（AMOAI フェロー）
豊 田　高 行（Craif CLO 法人部門責任者）
中 野　祥 三 郎（キッコーマン 取締役社長CEO）
中 堀　公 博（ANA ホールディングス 代表取締役副社長執行役員）
ナカムラ ロバート（シティバンク, エヌ・エイ 日本における代表者、東京支店長 兼 CEO）
永 山　妙 子（FRONTEO 取締役）
中 山　泰 男（セコム 特別顧問）
西 浦　三 郎（ヒューリック 代表取締役会長）
芳 賀　日 登 美（ストラテジックコミュニケーション RI 取締役社長）
長 谷 場　真（SMBC リーガル X Executive Officer, CFO）
塙　栄 一（日本生命保険 専務執行役員）
林　明 夫（開倫塾 取締役社長）
樋 口　智 一（ヤマダイ食品 取締役社長）
福 田　達 男（レノボ・ジャパン 業務執行役員）
藤 田　勉（伊藤忠商事 社外監査役）
布 施　吉 康（住友商事 執行役員）
船 倉　浩 史（ベース 顧問）
堀 井　昭 成（キヤノングローバル戦略研究所 理事 特別顧問）
堀 井　貴 史（アストラゼネカ シニア・アドバイザー）
牧　裕 文（日本政策投資銀行 代表取締役社長）
増 渕　稔（日本証券金融 名誉顧問）
松 村　洋 季（EY 新日本有限責任監査法人 理事長）
松 本　一 則（フロンティア・マネジメント 専務執行役員）
三 毛　兼 承（三菱 UFJ 銀行 特別顧問）
宮 内　淑 子（ワイ・ネット 取締役社長）
森 田　敏 夫（野村ホールディングス 顧問）
森　浩 志（積水ハウス 専務執行役員）
森　正 勝（国際大学 特別顧問）
安 田　育 生（ピナクル 取締役会長兼社長兼CEO）
山 内　麻 理（アモーヴァ・アセットマネジメント 社外取締役）

山 口　惣 大（あすか製薬 取締役社長）
山 田　敏 之（こと京都 代表取締役）
横 尾　敬 介（東京電力ホールディングス 取締役会長）
横 手　信 一（UBS 証券 代表取締役社長）
吉 田　淳 一（三菱地所 取締役会長）
レイク D. チャールズ（アフラック生命保険 取締役会長）
湧 永　寛 仁（湧永製薬 取締役社長）
渡 部　憲 裕（裕正会 理事長）
渡 辺　治 子（AIG ジャパン・ホールディングス 取締役 バイスチェアマン）

事務局

藤 井　大 樹（経済同友会 政策調査部　執行役）
上 玉 利　茂（経済同友会 政策調査部　グループ長）
松 原　哲 也（経済同友会 政策調査部　上席調査役）
山 内　佳 悟（経済同友会 政策調査部　プログラム・オフィサー）
國 吉　彩 花（経済同友会 政策調査部　アシスタント）